

女性の坑内労働規制の緩和による更なる女性活躍推進



須田久美子
論説委員
鹿島建設株式会社
外環中央 JCT 北側ランプ工事事務所
副所長
(一社) 土木技術者女性の会
人材育成担当運営委員

現在、女性の坑内労働には就業規制がかかっており、現場監督など「技術者」については10年前に解放されたものの、「技能者」については女性の就業が未だ禁止されている。坑内労働は、鉱山によるものと、ずい道工事等鉱山以外のいわゆるトンネル工事によるものに分けられるが、トンネル工事の坑内労働を規制しているのは主要な先進国では日本だけである。法規制の改正が進んでいないのは、土木全体を巻き込んだ組織的な取組がなかったことに起因していると思われる。これは、土木界のダイバーシティ推進を牽引する土木学会の役割の一つと考えるので、ここに過去の経緯を振り返るとともに論説する。

平成18年6月に「女性の坑内労働」に関する労働基準法が大幅に改正された。妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性以外の満18歳以上の女性（「その他の女性」と略記）の技術上の管理業務および指導監督の業務については坑内業務の就業制限の範囲から除かれることが明記され、平成19年4月1日から施行されている。

ただし、「その他の女性」においても、厚生労働省令「女性労働基準規則」で定める次の業務は就労制限の範囲とされた。

厚生労働省令「女性労働基準規則」（坑内業務の就業制限の範囲）の抜粋

- ①人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」という。）の掘削又は掘採の業務
- ②動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務（遠隔操作により行うものを除く。）
- ③発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務
- ④ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務（鉱物等の掘削又は掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理の業務並びに鉱物等の掘削又は掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。）

労働基準法の言う坑内とは、地下にある鉱物を採掘する場所、当該場所に達するために作られる地下の通路等であり、坑内労働には鉱山におけるものと、ずい道工事等鉱山以外に

おけるものがある。法律改正の検討のためにまとめられた「女性の坑内労働に係る専門家会合報告書（2005年）」（「報告書」と略記）には、諸外国における坑内労働に係る規制と動向について整理されており、国際労働機関（「ILO」と略記）、欧州連合、イギリス、オランダ、フィンランド、フランス、ドイツおよびアメリカについて文献調査および各国政府に対するヒヤリング結果が示されている。内容を抜粋すると、

- (a) 日本が批准しているILO第45号条約「すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約」（1937年発効）については鉱山における坑内労働を対象としており、ずい道工事等鉱山以外の坑内労働は対象としていないこと、
- (b) 調査対象国中、鉱山以外の坑内労働について女性の就業を規制している国はないこと、
- (c) 1975年の国際婦人年以降女性保護規制を見直す動きが活発になり、イギリス、オランダ、フィンランドを含め先進国を中心に10を超える国においてILO第45号条約の廃棄や国内規制の撤廃が行われていること、
- (d) ILO第45号条約を廃棄し国内規制を撤廃した国における撤廃の理由は、(ア)雇用における男女の均等な機会の確保の観点から適当ではないこと、(イ)安全技術が向上し、労働環境が改善したこと、(ウ)鉱山の坑内労働において女性が曝されるリスクと男性が曝されるリスクは同様であること、等が示されている。

平成18年における労働基準法の改正の際においても、鉱山以外の坑内労働が規制されている点で、先進国を中心とした諸外国に比べて女性の就労制限が厳しいという現状がある。また、「報告書」には、坑内労働に係る規制のあり方について見直しの考え方などの課題が示されたものの、平成18年以降10年余りが経過しているにもかかわらず、更なる規制緩和に向けた検討、取り組みは行われていない。

一方、現場における技術の進歩は目覚ましいものがあり、性別にかかわらず女性が現場で活躍できる可能性が広がっている。工事現場で働く女性技術者・女性技能者の数は確実に増えている。トンネル工事が危険性の高い工種の一つであることは間違いないが、そのリスクは性別にかかわらず男女共に同様であり、働きやすい現場環境を増やしていくという観点からも女性の坑内労働規制緩和の意義は大きい。

トンネル工事における将来的な技術革新を見据え、かつ、ダイバーシティ推進の一環として女性の職域拡大、継続就業を目指して現行法規制の問題点を指摘し、法改正による坑内労働の規制緩和について継続的に要望、働きかけを行っていくのは土木学会の役割の一つであると考え。さらに、土木学会は、ダイバーシティ推進の観点から坑内労働以外にも土木界におけるこのような問題を洗い出し、官公庁や業界諸団体の連携による問題解決にリーダーシップを発揮すべきであると考え。